

議 事 日 程 (平成29年6月13日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第23号 専決処分の承認について
専第1号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
専第2号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第24号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定について
- 日程第7 議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 報第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報第2号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	危機管理調整監 臼井 宏孝

建設調整監	橋本典和	総務課長	坂	優
企画調整課長	大平共美	税務課長補佐	梅村明広	
住民環境課長	吉村等	福祉調整監	堀隆志	
福祉課長	坂和由	産業振興課長	西松博美	
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	河合一	

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山田靖	書記	定益直子
書記	馬淵佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆様、改めましておはようございます。

田植えも一段落したのかなあということを思っておりますが、まだ一部のところでは盛りというようなことも聞いております。梅雨に入ったといいますが、梅雨の中休みということで毎日いい天気が続いて爽やかでございます。

きょうは何かとお忙しい中、第2回の定例会初日でございます。よろしく願いいたします、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 碓井昭夫君、3番 西松巖君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの11日間にすることを決定いたしました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは、町政発展のために格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

平成29年度がスタートして2カ月半が過ぎようとしていますが、町の最重

点事業でありますスマートインターチェンジ建設事業につきましては、先月の5月16日に安八スマートインターチェンジの跨道橋架設工事が行われました。夢のかけ橋への完成に向けた大きな一歩ではなかったかと思えます。

今回の架設工事は、安八スマートインターチェンジ入り口から、名神高速道路の本線をまたいで、下り線への乗りおりルートにつながる重要な部分となります。当日は、夜10時からの見学会にもかかわらず、なかなか目にする事のない珍しい工事を一目見ようと、関係者や地元民の方など約150の方が工事現場を訪れてみえました。

今後の工事で、安八スマートインターチェンジは今回設置された跨道橋とこの乗りおりルートが接続され、さらには県道間アクセス道路とも接続が図られまして、平成29年度末、平成30年3月の供用開始に向けて工事を進めてまいります。

今後とも、議員各位、町民の皆様の一層の御理解・御協力を賜りながら、安全・安心して暮らせる安八町となるよう取り組んでいきたいと考えております。

さて、本日提案いたしております主な案件でございますが、平成29年度一般会計、国民健康保険特別会計の補正予算、専決処分の承認、条例改正、工事請負契約の締結、平成28年度一般会計、水道事業会計予算の繰越計算書の報告となっております。

それぞれの案件につきましては、担当より御説明させていただきますので、十分に御審議をいただきまして適正な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、議案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第23号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますが、2件を1議案として説明させていただきます。その後、質疑を行います。

提案説明を求めます。

税務課長補佐 梅村明広君。

税務課長補佐 それでは、税務課より地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に成立し、同日に公布されたことに伴い、安八町税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、朗読並びに説明をさせていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

議第23号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、専第1号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正条文でございます。改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをごらんください。

安八町税条例の主な改正事項でございます。

1としまして、第26条、所得割の課税標準から附則第19条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。特定配当等所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

具体的に申し上げますと、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告が提出された後に住民税の申告がなされた場合には、その住民税の申告書に記載された事項をもとに住民税を課税することができるということを明確化したものです。

2番といたしまして、第40条の2、固定資産税の課税標準でございます。

震災等により滅失等した償却資産にかわる新たな償却資産等に対する特例として、固定資産税の課税標準を4年間2分の1とするものです。

3番といたしまして、第42条の6の2、報第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出、第55条の2、被災住宅用地の申告でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合における共用の土地及び住宅用地に対し、賦課期日に住宅等が再建されていない場合であっても、震災等発生後4年間に限り特例を受けることができるとする規定の整備を行うものです。

災害により固定資産税の賦課期日に住宅等が建築されていなくても、従前の住宅用地としての住宅軽減の特例を受けていた土地に対して、住宅があるものとして引き続き住宅軽減の特例を受けられるとするものです。

4番といたしまして、第40条の3、第349条の3第28項等の条例で定める割合、附則第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の家屋及び償却資産の固定資産税の課税標準額を2分の1と規定するものです。

5番といたしまして、附則第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。

耐震改修、省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対し、翌年度に限り固定資産税を減額するものでございます。

現在の条例では、一般住宅として耐震改修については2分の1、省エネ改修については3分の1減額するとされておりましたが、平成29年度からは認定長期優良住宅につきましては、それぞれ3分の2減額するものとするものでございます。

以上の1番から5番までにつきましては、平成29年4月1日からの施行でございます。

最後に6番、附則第4条の5、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等でございます。

控除対象配偶者の定義の変更に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に字句を改正するもので、こちらにつきましては平成31年1月1日からの施行

でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長 続きまして、総務課長 坂優君。

総務課長 給与法の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布、4月1日に施行されましたので、安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、これより朗読説明をさせていただきます。

専第2号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、給与法の改正に伴い、基準政令で定められている扶養加算額及び加算対象区分を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料、後ろから2枚目の31ページをお開き願います。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

非常勤消防団員等、またはその扶養親族に支給されます損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象につきましては、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

給与法の改正によりまして、配偶者に係る手当額が1万3,000円から1万円に減額、子に係る手当額が6,500円から1万円に増額等がなされました。これらの額を30で除した額が、1日当たりの加算額となるものでございます。

31ページ及び32ページの末尾、第5条第4項におきましては、語句の修正

が行われているものでございます。

32ページ、第5条第3項におきまして、それぞれ根拠といたします扶養手当の額1万円に対しましては333円、8,000円に対しましては267円、9,000円に対しましては300円と改正するものでございます。

また、子に対する扶養手当の額が孫などのほかの扶養手当の額と別に定められましたので、2号を子といたしまして、3号を孫と分けられたものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則をごらんください。

この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ただいまは専決処分2件について説明をいただきました。

本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[10番議員挙手]

議長 渡邊明博君。

10番 ちょっとわからないところがありますので、お聞きいたします。

安八町税条例の主な改正事項の議案資料のほうなんですけど、4番目の第40条の3の関係につきましては、29年4月1日から平成31年3月31日までの間という、これは時限立法ですかね。それで、この間にだけおけるわがまち特例となっておりますが、この短期間、29年4月1日から31年3月31日までの期間にわがまちの特例としておかなければならない理由というのは、何か特別な理由があるんですか。

それともう一点は、こういう税の関係に対しますと、わがまちだけこういうような関係にしますと、交付税にかかわるようなことが国のような関係であると思っておりますが、そういうような関係に対しても一切関係はありませんか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思う。

議長 答弁、梅村明広君。

税務課長補佐 ただいまの渡邊議員からの御質問にお答えをいたします。

わがまち特例につきましては、法律におきましていろんな項目が定められており、その具体的な割合といいますのは、標準的なものはございますが、各それぞれの市町のほうで条例にもたれて決めるというようなルールになっ

ております。

安八町におきまして、この3つのものにつきましては法律でいわれております標準的な2分の1というのを採用いたしまして、今回条例として改正をさせていただきました。

また、この件につきましては子ども・子育て支援法に基づきということで、この29年4月1日から31年3月31日までの2年間の限定ということで限られております。

また、交付税の関係につきましても一般的な率を採用しておりますので、特段、安八町に不利が生じるようなことはないものと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

議長 渡邊議員。

10番 今の関係ですが、言葉のあやというのか、そういうことで再質問はしたくないんですが、こういう税の関係のところにおきましては、制度というのは関係がないものと考えておりますと言うんじゃないかと、言い切るんだったらやはりそういう場合は言い切るべきではないかなと。関係ありませんとかいうような関係でないと、例えば今のような交付税やらなんかに影響があるとしても、議場で関係がないものと考えておりますという答弁では、私はこういう専決をやる部分においてはもう少ししっかりとした関係で発言をしていただきたいなということを思います。

それで、今の関係はその範囲内におかれた部分で関係がないだろうというふうに思っておりますが、通常の場合は今賦課すべきことを町のほうで賦課をしないという場合は、交付税やらなんかの減額になるというのが通常の関係ですが、これは標準的なものにもたれてそういうような条例の枠があるというような関係と捉えましたのでそれで理解をいたしますが、これからまだ梅村君はこれから課長になられると、言うべきところははっきりと言い切るべきという、こういう制度とか条例とかは、だろうと思いますでは私はちょっと、その自信を持ったところまで調べておいていただきたいということをお願い申し上げ、質問を終わります。

議長 そうですね、条例はやっぱりそれで決まるので、きちっとして行ってほしいという要望ですので、よろしくをお願いします。

そのほかございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり承認をいたしました。

議長 日程第4、議第24号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 本日の日程表23ページをお願いいたします。

議第24号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第24号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、名森小学校校舎空調設備設置工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。なお、以下の工事につきましても契約の方法は同様でございますので、省略をさせていただきます。

3. 契約の金額、7,506万円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市則武東2丁目18番38号、株式会社ダイワテクノ、代表取締役社長 廣川重幸。

1. 契約の目的、結小学校校舎空調設備設置工事。3. 契約の金額、5,076万円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市六条南3丁目14番1号、大東株式会社、代表取締役社長 渡部勝裕。

1. 契約の目的、結小学校トイレ改修工事。3. 契約の金額、5,400万円。
4. 契約の相手方、岐阜県瑞穂市本田735番地、株式会社不二産業、代表取締役 武藤永行。

裏面の24ページをお願いいたします。

1. 契約の目的、登龍中学校トイレ改修工事。3. 契約の金額、6,804万

円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市本郷町5丁目16番地、戸島工業株式会社、代表取締役 荒川晶一。

学校施設の環境改善として、昨年度の中学校の空調設備の設置に引き続き、今年度小学校にLPガス型の空調設備を設置いたします。

また、校舎の大規模改修を早期に行ったトイレの洋式化率の低い結小学校と登龍中学校のトイレの洋式化への改修を行います。

空調設備、トイレ改修工事とも今後夏休みを中心に工事を行い、9月末までの工期を予定いたしております。

これら4つの工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、牧小学校校舎空調設備設置工事については3,056万4,000円であり、本条例の適用外でございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 25ページをお願いいたします。

議第25号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲に関し、養子縁組里親に委託されている子に係る規定整備を図るものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の最後のページでございます33ページをお開き願います。

安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

児童福祉法の改正によりまして、里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者について、養子縁組里親として法定化するとともに、里親に関する定義規定が再編されることに伴う所要の改正を行っているものでございます。

33ページ、第2条の2においては、児童福祉法第6条の4の改正に伴う根拠条文及び用語の改正を行っております。

第3条第1項第6号、及び34ページの第4条及び第11条第1項第7号では、育児休業が認められる特別な事情といたしまして、保育所等に入所申し込みを行っているが入所ができないことが加えられました。これにより、就業環境の整備を図るものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則をごらん願います。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第25号は、会期内の総務産建常任委員会

で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 29ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定について。

安八町火災予防条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、大垣消防組合による火災予防条例制定に伴い、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町火災予防条例を廃止する条例。

安八町火災予防条例（昭和37年安八町条例第2号）は、廃止する。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 33ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,578万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億578万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

35ページは歳入、36ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額58億8,000万円に2億2,578万8,000円を追加し、61億578万8,000円とするものでございます。

37ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

公共事業等債の限度額を8,100万円増額し、3億3,700万円とし、地方債合計6億7,700万円の限度額とするものでございます。

1枚はねていただきまして、事項別明細、2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

39ページ中段をお願いいたします。

款項目ともに繰越金、補正額、増額の1,461万4,000円につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

40ページ以降、3. 歳出について御説明をさせていただきますが、節区分

の2給料、3職員手当、4共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組みかえが主な補正内容でございますので、組みかえに伴います各科目での説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額40万円、これのうち、節区分7の賃金204万9,000円につきましては、退職職員の欠員補充を臨時職員で補ったためをお願いするものでございます。

目、財産管理費、補正額1,592万8,000円は、節区分委託料、設計委託の本庁舎管理経費といたしまして、特定財源の国庫支出金、都市計画費国庫補助金796万4,000円を財源といたしまして、役場庁舎の耐震補強計画策定業務並びに耐震補強工事実施設計業務を行うものでございます。

議長 続きまして、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 続きまして、41ページをお願いいたします。

41ページの上段の表でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目の2つ目、国民年金事務費でございます。補正額11万2,000円。節区分、賃金11万2,000円は、臨時職員の異動によります差額分の補正でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、同じく41ページの上から3段目、目、安八温泉費、補正額、増額の3万円、安八温泉の施設運営経費に備品購入費として扇風機を購入するものでございます。特定財源、その他の寄附金3万円は、安八温泉への特定指定寄附でございます。

議長 続いて、建設調整監 橋本典和君。

建設調整監 それでは、42ページの中段の表をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額2,176万円でございます。財源内訳は、特定財源、国庫支出金が1,196万8,000円、地方債が880万円でございます。節区分は全て工事請負費で、堀分金沼線の舗装道補修に係る費用の補正をお願いするものでございます。

次は、目、道路新設改良費、補正額7,342万円でございます。財源内訳は、特定財源として国庫支出金が3,532万円、地方債が2,590万円、スマートイン

ターチェンジ建設費の繰入金249万9,000円、財産収入が920万円でございます。節区分は工事請負費が6,422万円、公有財産購入費が920万円で、安八温泉南側を通る一番割押口線と県道安八海津線の交差点改良に係る費用の補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段の表をお願いします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額1億1,435万円でございます。財源内訳は、特定財源、そして国庫支出金が6,289万3,000円、地方債が4,630万円でございます。節区分は全て工事請負費で、交線区域内の道路改良及び舗装工事に係る費用の補正をお願いするものでございます。

議長 最後です。生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして、43ページ最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額521万7,000円のうち、図書館運営経費30万円でございます。財源内訳としまして、特定財源、その他寄附金30万円でございます。これは安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金で、節の備品購入といたしまして、輪中等にかかわる書籍などの購入費でございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 それでは45ページ、国民健康保険特別会計補正予算を御説明申し上げます。

議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,773万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、47ページが歳入、48ページが歳出でございます。単位は1,000円で、いずれも最下段の合計額でございますが、補正前の額、18億8,700万円、補正額73万4,000円、補正後の金額が18億8,773万4,000円でございます。

49ページをお願いいたします。

歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の5,402万5,000円でございます。

下段の表でございます。

款項目とも繰越金、補正額5,475万9,000円でございます。こちらは平成28年度からの繰越金の確定により、基金繰入を減額するものでございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

歳出内訳でございます。

款項目とも前期高齢者納付金等、補正額39万6,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金39万6,000円でございますが、こちらにつきましては平成29年度の前期高齢者納付金の確定によるものでございます。

一番最後でございますが、款項目ともに予備費、補正額33万8,000円、節区分予備費33万8,000円は、財源調整でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、報第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 51ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成28年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、平成28年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、企画振興経費は、にぎわい広場整備事業を行うものでございます。翌年度繰越額3,240万8,000円、財源内訳といたしまして、地方債の一般単独事業債2,540万円、残りは一般財源でございます。

次に、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム事務経費は、個人番号カード交付事業を行うものでございます。翌年度繰越額116万円、財源内訳としまして、未収入の特定財源116万円は国庫支出金の個人番号カード交付事業費補助金でございます。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業でございます。翌年度繰越額4,068万2,000円。財源内訳としまして、未収入の特定財源4,068万2,000円は、国庫支出金の臨時福祉給付金経済対策分事業費事務費補助金でございます。

次に、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業は、交通安全プログラム及び中区要望事業に係る工事代でございます。翌年度繰越額 1 億2,727万6,000円。財源内訳としまして、未収入の特定財源6,998万円は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金、地方債の5,130万円は公共事業等債、その他は基金繰入金496万4,000円、残りは一般財源でございます。

次に、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、工専区域工事、スマートインターチェンジ関連工事及びアクセス道路工事に係る工事代でございます。翌年度繰越額 5 億9,371万5,000円。財源内訳としまして、未収入の特定財源 3 億2,540万円は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金です。地方債は公共事業等債及び地方道路等整備事業債で、2 億3,730万円です。その他2,441万2,000円はスマートインターチェンジ基金繰入金、残りは一般財源です。

款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校施設整備経費は、3 小学校の空調設備工事及び結小エレベーター設置工事代等でございます。翌年度繰越額 2 億9,994万5,000円。財源内訳としまして、未収入の特定財源6,133万7,000円は、国庫支出金、学校施設環境改善交付金です。地方債は学校教育施設等整備事業債 2 億2,770万円、残りは一般財源でございます。

項、中学校費、事業名、中学校施設整備経費は、登龍中トイレ改修工事に係る工事代等でございます。翌年度繰越額7,080万2,000円。財源内訳としまして、未収入の特定財源2,484万2,000円は国庫支出金、学校施設環境改善交付金です。地方債は学校教育施設等整備事業債4,590万円、残りは一般財源でございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第 1 号は平成28年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

議長 日程第10、報第 2 号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設調整監 橋本典和君。

建設調整監 それでは、55ページをお願いいたします。

報第2号について、朗読並びに御説明申し上げます。

報第2号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条の規定に基づき次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、57ページをお願いいたします。平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。単位は1,000円でございます。

款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、配水場詳細設計業務委託は、履行期間延長により委託費であります5,670万円を全額翌年度に繰り越しさせていただきます。財源内訳は、損益勘定留保資金等でございます。

次に、款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、自家発電装置工事は、契約工期により工事費である9,504万円を全額翌年度に繰り越しさせていただきます。財源内訳は、企業債が9,500万円、損益勘定等保留金が4万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをこれで終わらせていただきます。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月14日から6月22日までの9日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月14日から6月22日までの9日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、6月23日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりくださいませ。まずは最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(散会時間 午前11時00分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月13日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖